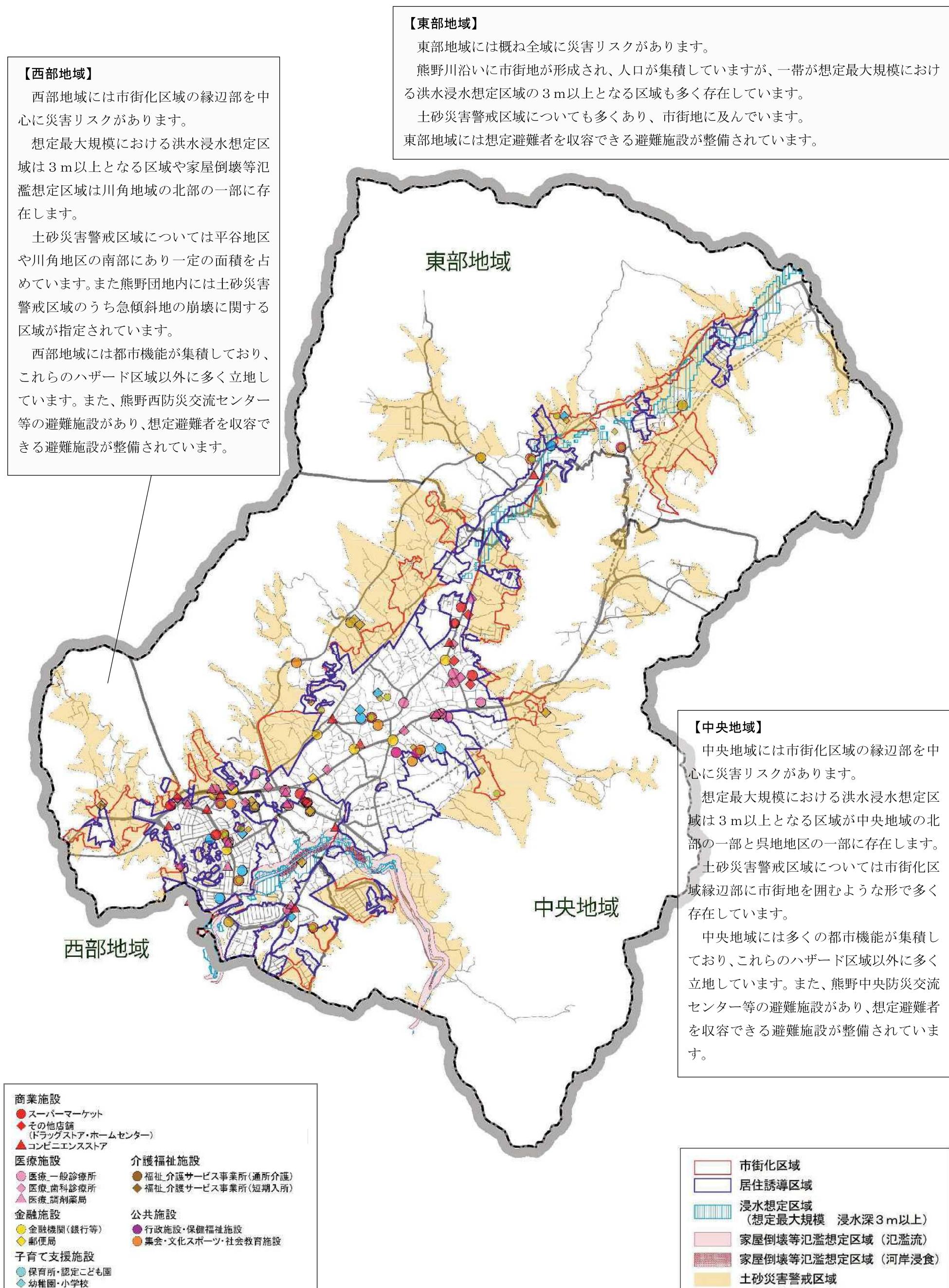


4. 防災上の課題

複数の灾害リスク分析の結果を踏まえ、熊野町における灾害リスクに対する課題を整理します。



■ 居住誘導区域とハザードの状況

5. 防災まちづくり取組方針の検討

熊野町では、「第6次熊野町総合計画」、「熊野町国土強靭化地域計画」、「熊野町地域防災計画」に基づき、防災・減災まちづくりに取り組んでいます。

これまでの取り組みや前節で示した防災上の課題を踏まえ、立地適正化計画における防災指針としての取組方針を示します。

1) 基本的な取組方針

居住誘導区域は災害リスクの高い地域について原則除外しましたが、想定最大規模の浸水想定区域や大規模盛土造成地、ため池浸水想定区域は町の広域に及ぶリスクが存在しています。これらのリスクへ対応するとともに、防災上の課題を解決し、防災まちづくりの将来像を実現していくためには、災害リスクの回避や低減を図るための取組を組み合わせ展開していくことが重要です。

そのため、次の3つの取組を総合的に推進することにより災害リスクを踏まえた安全・安心なまちづくりを目指します。

ハザード低減

⇒災害をできるだけ防ぐ、減らすための取組

リスク回避

⇒被害対象を減少させるための取組

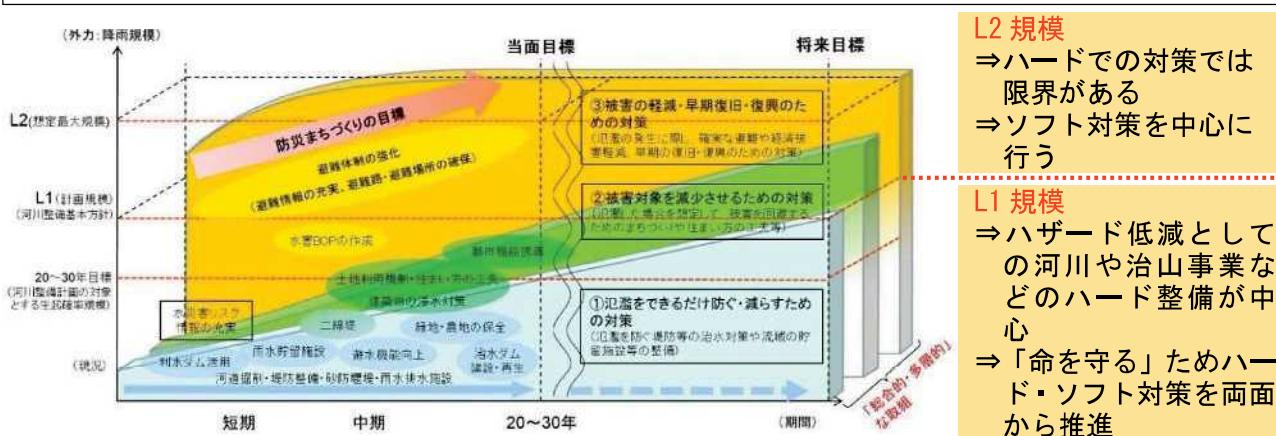
リスク低減

⇒被害の低減・早期復旧・復興のための取組

土砂災害や洪水等の災害の危険性が高い地域の安全対策を促進【ハザード低減】するとともに、災害危険区域内への新規開発を抑制します【リスク回避】。また、災害が発生したとしても被害の低減・早期復旧・復興のための取組【リスク低減】を進めます。加えて、「自助」・「共助」を中心にソフト対策を推進し、長期的観点から、災害リスクの低い地域への居住・都市機能を誘導します【リスク回避】。

なお、町内全域において「第6次熊野町総合計画」、「熊野町国土強靭化地域計画」、「熊野町地域防災計画」に基づき、引き続き防災・減災まちづくりに取り組みます。

| | |
|---------------|--|
| 計画規模（L1 規模） | ：ハザード低減としての河川や砂防・治山事業などのハード整備とリスク低減としての適切な避難行動による「命を守る」ための対策を両面から推進する。 |
| 想定最大規模（L2 規模） | ：ハードでの対策では限界があることから、適切な避難行動による「命を守る」ための対策を中心に行うことで、町民や事業者等がそれぞれ責務と役割を果たし、協働して「災害による死者を出さない」ように「防災・減災」に努める。 |



■ 防災まちづくりにおける総合的・多層的な取組のイメージ

資料：国交省 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインに加筆

2) ハザードごとの取組方針

熊野町での上位計画や関連計画の施策を整理し、前節までの課題や基本的な取組方針を基に、各ハザードの取組方針を整理します。

各ハザード共通

- 災害リスクの高い地域の開発の抑制やリスクの低い地域への居住・都市機能を誘導します。(リスク回避)
- 避難路を整備し、住民が安全・安心に円滑に避難できるよう避難経路を複数確保します。(リスク低減)
- 消防団や自主防災組織の活動支援を行い、地域における防災体制の強化を図ります。(リスク低減)
- 水害及びその他災害時における迅速かつ安全に避難をするため、ハザードマップの更新や多様な情報発信手段の活用により、町民の防災意識の高揚や災害に強いまちづくりの推進を図ります。(リスク低減)
- 地震発生時においても、安心・安全な水を安定供給するため、水道管路等の耐震化を推進します。(リスク低減)

洪水

- 町内一円の普通河川の改修・浚渫・維持補修等を行い、河川災害の未然防止を図ります。(ハザード低減)
- ため池の適切な維持管理や必要な整備を促進します。(ハザード低減)

土砂災害

- 砂防堰堤等の治山事業に取り組むことにより、土砂災害から町民の生命・財産を保全します。(ハザード低減、リスク低減)
- 土砂災害特別警戒区域内の住宅等について、補助金の交付により土砂災害対策改修を促進し、土砂災害から町民の生命及び身体を保護します。(リスク低減)

地震（液状化含む）

- 住宅の耐震性診断に対し補助金を交付し、地震の際の住宅の倒壊等による被害の軽減を図ります。(リスク低減)
- 地震によるブロック塀等の倒壊の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、避難に必要な経路を確保するため、地震により倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却又は建替えに要する費用に対して補助金を交付し、災害に強いまちづくりを目指します。(リスク低減)
- 学校施設の改修工事や維持修繕工事を適切に実施し、安全・安心な教育環境を整備します。(リスク低減)
- 居住・都市機能を誘導する区域においては、住民の利用実態や意見等を踏まえて、狭隘道路の解消や、特定空き家の除却等を検討します。(リスク低減)

6. 具体的な取組、スケジュール、目標値

1) 防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組

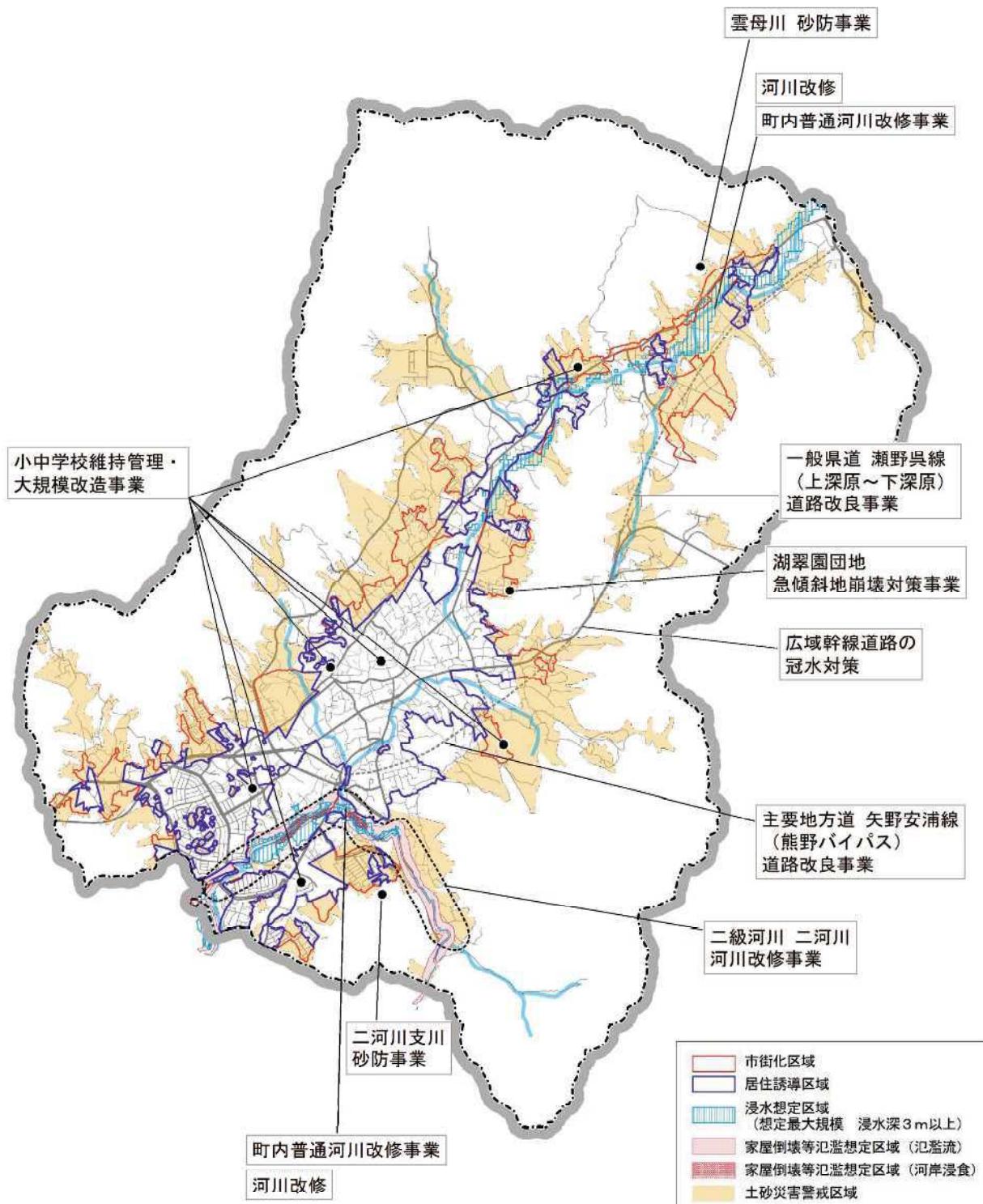
取組方針に基づき、ハザード低減、リスク回避、リスク低減の具体的な取組を設定します。なお、事業の進捗にあわせて適宜更新します。

| 方針 | 取組 | 事業内容・目的 | 災害 | | | 施策の実施時期 | | |
|------------|-------------------|--|----|----|----|------------|-------------|-------------|
| | | | 洪水 | 土砂 | 地震 | 短期 概ね5年 | 中期 概ね10年 | 長期 概ね20年 |
| ハザード低減 | 町内普通河川改修事業 | 町内一円の普通河川の改修・浚渫・維持補修等を行い、河川災害の未然防止を図る。 | ● | | | | | |
| | 河川改修（熊野川・二河川） | 瀬野川・二河川流域の河川の総合的な整備に努める。 | ● | | | | | |
| | 急傾斜地崩壊対策事業 | 人や家屋被害などを軽減するために、急傾斜地の崩壊に対する対策を実施する。 | | ● | | | | |
| | 砂防事業 | 土石流発生時の被害を防ぐため、砂防堰堤等の整備を行う。 | | ● | | | | |
| | 治山事業 | 土石流などの発生を抑制するため、治山堰堤等の整備を行う。 | | ● | | | | |
| | 農業用水利施設の整備 | 豪雨時に農地の冠水被害や周辺の家屋・道路等の浸水被害を防止する。 | ● | | | | | |
| | 山地の保水機能の向上 | 継続的に除間伐等による森林整備や治山施設の整備を行う。 | | ● | | | | |
| | 防災重点ため池への対応 | 防災重点ため池に指定されたため池について適切な維持管理や必要な整備等について促進する。 | ● | | | | | |
| | 広域幹線道路の冠水対策 | 町内の広域幹線道路ネットワークを形成する路線において、通行不可になる冠水の発生を抑制するため、周辺において調整池を整備する。 | ● | | | | | |
| リスク回避 | 災害に強い都市構造の形成 | 多発する激甚災害による暮らしへの影響を考慮し、災害リスクの低い地域への居住の誘導を図る。 | ● | ● | ● | | | |
| | | 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域等を対象に市街化調整区域に編入する取組を推進する。 | | ● | | | | |
| リスク低減（ハード） | 県道矢野安浦線・瀬野呉線の整備促進 | 主要幹線道路である県道矢野安浦線・瀬野呉線・呉平谷線の整備を促進する。 | ● | ● | ● | | | |

| 方針 | 取組 | 事業内容・目的 | 災害 | | | 施策の実施時期 | | |
|------------|------------------------------|---|----|----|----|------------|-------------|-------------|
| | | | 洪水 | 土砂 | 地震 | 短期 概ね5年 | 中期 概ね10年 | 長期 概ね20年 |
| リスク低減（ハード） | 主要町道の整備 | 主要町道の改良・狭隘箇所の拡幅、交差点改良などを計画的に実施する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 避難路整備事業 | 山裾の団地などにおいて、住民が安全・安心に円滑に避難できるよう、避難路の整備を実施する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 生活道路の狭隘箇所の解消 | 町内の生活道路の改良・狭隘箇所の拡幅、交差点改良などを計画的に実施する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 老朽管路更新事業 | 水道管路等の耐震化を推進する。 | | | ● | | | |
| | 下水道改築更新事業 | 計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築更新等を行う。 | | | ● | | | |
| | 防災拠点の機能強化 | 防災拠点となる公共施設等の耐震化や設備の充実を進める。 | ● | ● | ● | | | |
| | 小中学校維持管理・大規模改造事業 | 学校施設の改修工事や維持修繕工事を適切に実施し、安全・安心な教育環境を整備する。 | | | ● | | | |
| | 建築物土砂災害対策改修促進事業 | 土砂災害特別警戒区域内の住宅等について、土砂災害対策改修費用に対して補助する。 | | ● | | | | |
| | 木造住宅耐震診断 | 住宅の耐震性の向上に資する診断を行う者にその費用の一部に対して補助する。 | | | ● | | | |
| | ブロック塀等安全確保事業 | 地震により倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却又は建替えに要する費用に対して補助する。 | | | ● | | | |
| | 民間の空き家・空き地の有効活用やパブリックスペースの確保 | 木造建築物の密集する市街地において、空き家・空き地を有効活用し、避難場所、延焼遮断帯にもなる公園・緑地・道路などのパブリックスペースの確保に取り組む。 | | | ● | | | |
| | 民間施設における雨水流出抑制の促進 | 町民や事業者に対し、雨水流出抑制の普及啓発や協力要請を行うとともに、浸透雨水ます・雨水タンクの設置への助成を行う。 | ● | | | | | |
| | 建物の構造上の工夫や盛土等への支援策検討 | 災害リスクを低減させるため、建物の構造上の工夫（ピロティ化等）への支援策を検討する。 | ● | | | | | |

| 方針 | 取組 | 事業内容・目的 | 災害 | | | 施策の実施時期 | | |
|------------|---------------------|--|----|----|----|------------|-------------|-------------|
| | | | 洪水 | 土砂 | 地震 | 短期 概ね5年 | 中期 概ね10年 | 長期 概ね20年 |
| リスク低減（ソフト） | 防災訓練の実施 | 防災訓練や住民参加型災害図上訓練、避難所運営ゲーム等を行い、町民の防災力の強化を図る。 | ● | ● | ● | | | |
| | 自主防災組織の育成強化 | 防災資機材等の整備に対する補助等、自主防災組織の活動を支援する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 地区防災計画の策定 | 地区別での防災計画を策定し、町民の防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを進める。 | ● | ● | ● | | | |
| | ハザードマップの作成・周知 | 町内の危険箇所を周知し、災害から逃げ遅れることのないよう町民の防災意識の高揚を図る。 | ● | ● | ● | | | |
| | マイ・タイムラインの作成及び活用の促進 | 災害時（大雨の時、台風の時等）における各自の避難行動の目安とするための行動計画（マイ・タイムライン）を作成する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 多様な情報伝達手段の活用 | 災害時に避難情報等を、スマートフォン等へ一斉配信する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 事業者への災害情報の提供 | 不動産事業者等に対し指導及びホームページ等を通じたハザード情報を周知する。 | ● | ● | | | | |
| | 防災・減災まちづくり会議 | 町と町民の協働による「防災・減災」の推進を目的に、熊野町防災・減災まちづくり会議を開催する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 地域防災コーディネーターの育成 | 各地域に地域防災コーディネーターを育成し、地域の防災力を向上させる。 | ● | ● | ● | | | |
| | 災害の記憶の伝承 | 過去の災害の記憶を伝承するために、災害被災誌の活用やパネル展、防災イベント等を開催する。 | ● | ● | | | | |
| | 避難行動要支援者の避難の実効性の確保 | 避難行動要支援者名簿や避難確保計画を作成し、災害時の安否確認や避難誘導支援等の活用を促進する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 災害応急救助物資の備蓄 | 長期避難等に対応するため、熊野町備蓄計画に基づき物資を備蓄する。 | ● | ● | ● | ● | | |

| 方針 | 取組 | 事業内容・目的 | 災害 | | | 施策の実施時期 | | |
|------------|--------------------------|--|----|----|----|--------------|---------------|---------------|
| | | | 洪水 | 土砂 | 地震 | 短期 概ね 5 年 | 中期 概ね 10 年 | 長期 概ね 20 年 |
| リスク低減（ソフト） | 他自治体との災害時応援協定等の締結 | 他自治体との協定に基づき災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定 | 民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定を推進する。 | ● | | ● | | | |
| | 中高層民間建物所有者等との避難場所に係る協定締結 | 水害時の避難場所として利用できるよう、建築物の所有者や管理者との協定締結などを図る。 | ● | | | | | |
| | 災害時応援協定の締結 | 災害時には、事業所等との緊密な連携が必要なことから、協定締結を推進し、協力体制を確保する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 町内企業の DX 導入促進 | 有事の際でも企業の機能維持が図られるよう、町内企業のテレワーク等 DX 導入を促進する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 防災・減災プラットフォームの活用 | 情報処理システム等の活用により、事前に災害や危険性を把握することで被害の低減に努める。 | ● | ● | | | | |
| | 3D による浸水リスクの視覚化 | 3D による浸水リスクの視覚化により防災意識の向上を図る。 | ● | | | | | |
| | 消防団の安全装備品の整備 | 火災現場や夜間における活動支援のための安全装備品を整備する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 消防力の維持・向上 | 消防積載車及び小型動力ポンプの計画的な更新や、多種多様化する出動に対応するため、組織の見直しを検討する。 | ● | ● | ● | | | |
| | 消防団協力事業所の認定 | 従業員が消防団に入団している又は消防団活動に積極的である事業所を消防団協力事業所として認定し、消防防災体制の充実強化を図る。 | ● | ● | ● | | | |



2) 防災指針の目標値

災害リスクを踏まえたまちづくりは、関係する具体的な取組を毎年度集約するなど、全庁的な調整や連携を図りながら推進します。

また、今後の具体的な取組によるリスクの低減や気候変動の影響、居住人口等の社会情勢の変化などの各種要因を評価・分析し、防災指針に基づく取組の進捗状況を町民に分かりやすく示すため、防災まちづくりにかかる取組の評価指標と目標値を定めます。

評価指標については、立地適正化計画における居住誘導や都市機能の誘導等に係る指標と合わせて概ね5年毎に評価を行うとともに、必要に応じて災害リスク分析や居住誘導区域、防災指針の見直しを行います。

■ 防災指針の目標値

| 評価指標 | 基準値 (R1) | 目標値 (R7) |
|-------------------|-------------|-------------|
| 砂防・治山施設整備箇所数 (箇所) | 4 箇所 | 32 箇所 |
| 水道管路の耐震化率 (%) | 11.3% | 14.7% |
| 木造住宅耐震化率 (%) | 74.5% | 85.0% |
| 自主防災組織数 (組織) | 14 組織 | 20 組織 |
| 防災・避難訓練の実施回数 (回) | 2 回/年 | 10 回/年 |
| 消防団協力事業所数 (事業所) | 4 事業所 | 6 事業所 |